

尾三地区介護保険指定事業者合同講習会（書面開催）について

令和3年1月28日（木）

尾三地区介護保険事業所指定指導事務所

- (1) 支援のあり方について 【資料1】
- (2) 実地指導方針について 【資料2】
- (3) 実地指導の実施状況について 【資料3】
- (4) 指定関係書類の文書削減について 【資料4】
- (5) 実地指導の標準化・効率化について 【資料5】
- (6) 事故報告状況について 【資料6】

支援のあり方について

○処遇困難ケースの支援

V君（10歳、男子、身体障害者手帳1級、療育手帳A）には、分娩遅延を原因とする出生時低酸素脳症による脳性麻痺がある。父親（40歳）、母親（42歳）、弟（6歳）の4人家族であるが、6年前に弟が生まれたことにより、V君の在宅での生活が困難となって、医療型障害児入所施設に入所し現在に至っている。

V君は姿勢保持ができないため、ベッドに臥床した状態で生活しており、食事・排泄・清潔保持等日常生活のすべてに介助を要する。長期臥床により脊椎には軽度の側彎が見られる。今の時点で呼吸状況に大きな支障はないが、側彎の進行を予防するため、また呼吸筋力低下予防のためのリハビリテーションが行われている。

V君との言語的コミュニケーションは図りづらいが、V君に話しかけると視線が合い、機嫌の良い時は「アー、ウー」と声を発する。V君はアニメのDVDを見るのが好きで、お気に入りの作品を見ていると、音楽に反応して機嫌よく声を発することが多い。また、V君は、通常は穏やかに過ごしているが、排便前の腹痛や発汗時の皮膚のかゆみなど身体的に不快な状況であったり、V君への声掛けが少なくなったりすると、甲高い声で訴えて周囲を驚かせることがあった。

現在、V君は自宅から車で1時間ほどかかる施設に入所中だが、6歳の弟が小学校就学となるのを機に、家族で施設近隣に住む祖母宅に同居する予定である。同居後、V君の外出・外泊の機会を増やしていき、将来的には再び在宅で介護することが家族の意向である。

祖母は頻回に面会に来てV君に付添い、タッチングや言葉かけを盛んに行ってコミュニケーションを図っているが、両親は共稼ぎであるため忙しく、月に1回ほどの面会である。弟は「お兄ちゃん」と呼ぶ場面は見られるものの、V君の障害についての理解度や、兄弟という意識がどの程度のものか定かではない。

さて、V君が施設で心身ともに快適で過ごしながら、在宅に向けての準備を始め、家族との関係を再び築いていくために必要なサポートとはどのようなものであろうか。支援者の立場になって考えてみよう。

【出典「ソーシャルワーク演習のための88事例」（中央法規）】

Step 1 ……利用者・家族の意向の確認

- ・利用者の意向を最優先に支援の方向性を検討していくことが原則であるが、V君は殆ど判断能力がなく意思表示も困難である。
- ・本ケースにあっては、V君の状態像を観察してその意向を推測するとともに、家族の意向を踏まえた支援のあり方を検討することになる。

cf. 利用者と家族の意向が異なる場合がままあるが、利用者の意向が無謀なものではない限りそれを尊重した支援の方向性を検討することが原則であり、家族に対しては理

解・協力を求めることが適当である。

cf. 利用者だけでなく、家族全体を支援する考えを持った支援をして行くことが肝要である。

Step 2 …… 支援の内容・方法の検討

- ・ 障害福祉サービス（重度訪問介護、短期入所 etc.）はどれほど利用できるか？
- ・ 祖母の介護はどこまでできるか？
- ・ 両親の介護はどこまでできるか？ etc.

Step 3 …… 在宅生活の試行

- ・ 2～3日程度の在宅生活を3～4回試行して課題の検証をする。

Step 4 …… 支援の方向性の決定

- ・ 重心児の在宅介護については、地域の福祉サービスを活用しても家族の負担の半端なものではなく、相当の覚悟が必要である。
- ・ 母（父）親が退職して介護に専念する必要性が出てくることも想定される。
- ・ V君と弟とのスムーズな関係は構築できるか？

※重度心身障害児（者）の在宅介護は頗る大変であることを理解した上で相談援助業務に臨むことが重要である。

○相談事例

*介護支援事業所

- ・ 認知症の通告

利用者Aさんは明らかに認知症と考えられるが、本人はそれを認めず、適切な支援ができない状況が続いている。担当の介護支援専門員がAさんに直接伝えると、信頼関係を壊すことになりかねず困惑している。どのように対処したら良いか？

……Aさんの拒否反応が強い現状を考えると担当の介護支援専門員がAさんに認知症と告げることは適切ではない。このような事例では、医療の専門家である医師からAさんに認知症の診断をした旨を伝えてもらうことが適当である。

なお、当該医師に対し事前にAさんの現況を説明するなどの事前調整をする必要がある。

- ・ モニタリング

介護支援専門員は、最低月1回のモニタリングをしてその状況を記載する必要があるとされている。利用者Bさんは甲病院に2か月前から入院しているが、病院を訪問してBさんとの面接を希望するも、コロナ感染拡大時には拒否されて看護師への聞き取り程度しかできない状況である。看護師に聞き取りした内容を記載しておけば減算されることはないか？

……コロナの感染状況を勘案すれば甲病院の面会制限は当然の措置と考えられる。面会できないことはやむを得ないものの、可能な限りBさんの現況を把握する必要がある。

あり、看護師の他親族等との面会等により把握すれば、モニタリングに代わる措置を講じたものと評価し、減算することはない。

・過剰要求

介護度3で両足指を欠損しているCさんは3月ほど前からホームヘルパーに食事、洗濯、掃除等をしてもらっている。注文が多くかつ厳しいため、ヘルパーがいつかない状況である。また、本人は非常に頑張って単身生活を送っており、忠言するとこれまでの関係が壊れそうで、それもできずに困っている。どのように対応したら良いか？なお、Cさんは友人が多くそれらの人と親しく付き合っている。

……介護保険制度として、できること、できないことを明確に伝える必要がある。Cさんの要求を甘受すれば、今後ますます過大なものとなり、訪問介護員が手に負えず逃げ出してしまい、結果としてCさんの生活が立ち行かなくなることになりかねない。多少気まずくなるかもしれないが、覚悟してことに当たるべきである。

なお、介護サービスで対応できない部分については、友人の援助をお願いするようアドバイスしてはどうか。

*地域包括支援センター

・サービス拒否

支援2のDさん（男性、独居）は緑内障により殆ど目が見えない状態で毎日ラジオを聴いて過ごしている。介護支援専門員がホームヘルパーの活用やデイサービスを勧めても、コロナ感染を恐れて頑として受け付けてくれない。どのように対処すべきか？

なお、近隣市に居住する二女が毎週1～2回訪ねて来てくれ、買い物等の援助をしてくれている。

……外界との接触がなくまともに入浴もしていない状況は早急に改善する必要がある。二女との関係は良好であり、彼女のアドバイスなら受け入れてくれる可能性は十分ある。Dさんの現在の状況、今後の方向性等について、担当の介護支援専門員としての自分の考えを伝え、本人の好みそうなデイサービス（ex. 食事がうまい、家族的な雰囲気 etc.）の体験利用を二女と一緒に働きかけてはどうか。

・八方塞がりケース

支援2のEさん（84歳）は、内縁の夫（90台、要介護5）と二人で集合住宅の四階に居住している。最近、悪性のポリープが見つかり（ステージ4）、がん治療を強く希望している。本人は足が不自由なこともあり、通院はかなり難しいと考えられ、どのような支援をしていったら良いか困っている。

……当該ケースは、生活状況等を改善していくことは極めて困難であり、見守りが主体とならざるを得ないと考えられる。本人が望むとおり通院してもらい、「治療が辛い、通院が大変だ。」等音を上げたら中止すれば良い。割り切りが肝心のケースと言える。

* 地域密着型特別養護老人ホーム

- ・利用者負担金の滞納

要介護5のFさん（女性、80台）の身元引受人の息子は大変なクレーマーであったが、利用者負担金を滞納したまま、行く先も告げずに転出してしまった。Fさんの年金は息子が受け取っており、滞納額が増える一方である。本人に退所してもらうこともできずに困っている。どのようにしたら良いか。

……Fさんの新しい年金口座を設けてそちらに振り込んでもらえるようにすれば良い。年金事務所に事情を説明すれば手続きをしてくれるはずである。なお、困ったことがあれば、役所に相談していただきたい。

* 通所介護事業所

- ・ケアプランの見直し

Dさんのケアプランの内容が3年前と全く同様であることはご指摘（実地指導）のとおりであり、通所介護事業所の生活相談員として、利用者の状態像に合致したプランにしてもらいたいと考えている。しかしながら、担当の介護支援専門員は家庭訪問してモニタリングをするだけで実状を的確に把握できていないと思われる。今後どのように対応したら良いか？

……それぞれの専門家が一堂に会し情報交換してより良い支援のあり方を検討するために、サービス担当者会議が設けられている。担当の介護支援専門員に現状をはっきり伝え、実態に合致したケアプランになるように実効性ある協議をしていただきたい。

- ・訪問介護事業所
- ・ケアプランの見直し

ケアプランでは、Eさんの身体介護は30分とされているが、重度で手がかかることもあっていつも45分程度のサービスを提供している。合点がいかないがどうしたら良いか？

……ケアプランが実態と乖離しているのであれば、サービス担当者会議において縷々説明してプランの見直しを介護支援専門員と協議すべきである。

尾三連携実地指導方針

はじめに

平成30年4月から、日進市、みよし市、東郷町、豊明市及び長久手市（以下、「尾三連携市町」という。）において、「介護保険事業所の指定指導に関する協定」を締結した。これは、介護保険サービスの質の確保及び保険給付の適正化を推進するとともに、尾三連携市町の指導監督に係る専門的な知識の習熟、蓄積等を図ることを目的としている。

本指導方針では、尾三連携市町で実施する実地指導の基本的な方針を定めている。

(1) 目的

尾三連携市町における事業所の運営や報酬請求の状況、高齢者の尊厳保持等に関する理解や取組について確認し、必要に応じた助言や指導を行うことにより、保険給付の適正化及び利用者個々の自立支援に資するサービスの質の確保・向上を図ることを目的とする。

(2) 方針

実地指導については、国が定める「介護保険施設等実地指導マニュアル」及び「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」や、尾三連携市町が定める「尾三地区介護保険指定・指導事務所における実地指導について」等に基づき、主に次の点について関係書類の確認や担当職員へのヒアリング等を実施する。

- ・利用者本位の自立支援に資するサービスが提供されているか。
- ・適正な保険給付が確保されているか。
- ・サービスに係る指定基準等が遵守されているか。
- ・高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に関して、正しい制度理解に基づいた適切な措置が講じられているか。

【重点確認項目】

尾三連携市町における実地指導では、本人の自立支援及び重度化防止を目的として、本人の自立支援及び重度化防止に資するケアマネジメントがされているか（できることや残存機能に着目した計画やサービス提供となっているか）について、関係書類の確認や担当職員へのヒアリング等を実施する。

なお、実地指導における標準確認項目については、別紙「尾三地区介護保険指定・指導事務所における実地指導について」のとおりとする。

(3) 実地指導の流れ

① 実施通知の送付（各事業所保険者→事業所）

次の項目について、実地指導日の約1か月前までに文書にて事前通知を行い、資料の提出を求める。

- ・実地指導の実施日時及び実施場所
- ・実地指導の担当者
- ・実地指導の目的
- ・実地指導の根拠法令等
- ・実地指導の確認内容等
(事前提出資料の作成及び提出に関すること、当日の確認内容等)

※ 緊急に事業所の実態を把握する必要がある場合には、事前通知なしで実地指導を行う場合がある。

② 事前提出資料の作成及び提出（事業所→各事業所保険者）

①の事前通知に基づき、実地指導実施日の約2週間前までに資料の作成及び提出をする。主な提出資料は次のとおり。

- ・実地調査調書（サービス種類別）
- ・契約書、運営規程、重要事項説明書、個人情報の利用同意書
- ・直近3か月の職員勤務表

③ 実地指導当日

実地指導担当者が事業所を訪問し、管理者等からのヒアリングや関係書類等の確認を行う。確認の結果、基準違反等が確認された事項について指導・助言等を行う。事業所は指導・助言内容を基に改善に取り組む。

④ 結果通知の送付（各事業所保険者→事業所）

各事業所保険者は、実地指導結果を尾三連携事務所において復命する。その後、事業所に対し指導結果通知を実地指導日から1～2か月後に文書により送付する。

⑤ 改善報告書の作成及び提出（事業所→各事業所保険者）

結果通知にて、改善指示があった事業所については、改善状況に関する報告書を作成し、結果通知日から約1か月以内に実地指導担当へ提出をする。

⑥ 改善状況の確認・再指導等（各事業所保険者→事業所）

事業所から提出された改善報告書の内容に基づき、必要に応じて再度調査や指導等を行う。

行う。

(4) 令和3年度実地指導計画

① 実施期間 令和3年4月から令和4年3月まで

② 対象事業所数 129事業所

③ 実施予定数 42事業所

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実地指導の実施を延期もしくは中止する可能性がある。実施の詳細が決まり次第、改めて案内を通知する。

※ 対象事業所数及び実施予定数は、尾三連携市町の合計数（令和2年12月末現在）。

実地指導の実施状況について

1 介護保険事業所の実地指導実施状況について（令和2年12月末時点）

サービス種類	令和2年度（12月末時点）		H30.4月～R2.12月	
	全事業所数	実施数	累計	実施率
居宅介護支援	58	11	56	97%
介護予防支援（地域包括）	13	6	11	85%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	0	3	150%
地域密着型通所介護	22	2	23	105%
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	4	1	3	75%
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	5	0	5	100%
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	15	3	14	93%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6	0	5	83%
看護小規模多機能型居宅介護	2	1	1	50%
合計	127	24	121	95%

※実施率は令和2年度の全事業所数に対するH30.4月～R2.12月の累計のため、100%を超えるものがある。

2 令和2年度指摘事項一覧

全サービス共通事項

運営基準に関すること

運営規程・重要事項説明書・契約書等について

	実地指導時の状況	指導内容
※1	利用者のサービスの提供に係る文章が適切に保管されていない。	利用者のサービスの提供に係る文書の保存年限は、完結後5年間とすること。
※2	掲示が必要な文書が掲示されていない。	運営規程の概要、職員の勤務体制等及び利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項については、適切に掲示し誰もが確認できる状態にしておくこと。
※3	利用者からの交通費の請求について、算定起点が「事業所から」となっている。	交通費については「事業所から」ではなく、「実施地域を越えたところから」徴収すること。 通常の実施地域から越えた場合、1km増すごとに〇円と記載すること。
	運営規程、重要事項説明書及び契約書等について不適切な表現等がある。	運営規程、重要事項説明書及び契約書等について不適切な表現が見受けられるため是正すること。（詳細は別紙一覧のとおり。）
※1 運営基準第3条第40項並びに愛知県及び各市町の指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等定める条例		
※2 基準第3条第32項		
※3 基準第3条第19項第3号		

その他

	実地指導時の状況	指導内容
※1	研修について、年間の研修記録が作成されていない。	研修について、年間の研修計画を作成すること。また、研修内容を事業所等で回覧し研修内容の周知につとめること。
※1 基準第19条第3項		

人員基準に関すること

	実地指導時の状況	指導内容
※1	管理者の勤務時間が適正に確保されていない。	管理者が兼務の場合は、管理者の責務が果たせるよう勤務体制を検討すること。 (管理者が兼務できる職種は原則2職種まで)
※2	資格が証明できる書類が整備されていない。	看護師等の資格が証明できる書類を事業所内に整備すること。
※3	勤務表について、兼務職種がある場合においても、まとめて記載されている。	勤務表の記載については、管理者と介護職員、看護職員と機能訓練職員等で記入欄を分けること。
	介護職員数が運営規程等と一致していない。	介護職員数等が変更になった場合は適宜修正すること。
※1 基準第3条第5項		
※2 基準第3条第17条第10号		
※3 基準第3条第30項第21号		

・全サービス共通の条文は定期巡回随時対応型訪問介護看護を例とする。

地域密着型通所介護

	実地指導時の状況	指導内容
※1	生活相談員員について、休暇等の取得により、不在となっている日がある。	生活相談員については、当該職員が休暇等を取得した場合、人員基準を満たさなくなるため、代替の人員を確保すること。
※1 基準第20条第1項		

認知症対応型共同生活介護

	実地指導時の状況	指導内容
※1	管理費、共益費という名目で費用を徴収している。	管理費、共益費といったあいまいな名目の費用の徴収をしないこと。
※2	運営規程に規定している教養娯楽費の算定根拠があいまいになっている。	費用を徴収する場合については、必ず積算根拠を明確にすること。
※3	通院費に関して、近隣の病院のみ無料となっている。	通院費については、介護サービス費に含まれていると考えられるため徴収しないこと。
※1, 2 老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」		
※3 横浜市「認知症対応型共同生活介護運営の手引き」60頁～61頁（厚生労働省確認済み）		

居宅介護支援・介護予防支援

	実地指導時の状況	指導内容
※1	モニタリング結果について、少なくとも3月に1回と記載されている。また、記録を残していない。	モニタリングは1月に1回行い、必ず記録すること。
※2	利用者のアセスメント記録が更新されていない。	アセスメントは適切に記録し更新すること。
※3	医療系サービスを利用する場合に医師の意見を求めている。	医療系サービスを計画に位置付ける場合は、医師の意見を求め適切に記録すること。
	重要事項説明書等で身分証を携行するとなっている。	資格の携行については、身分証ではなく介護支援専門員証と明記すること。
	ケアプランの作成における着目点について。	ケアプランにおいて、被保険者のストレングスに着目して作成すること。
	ケアプランの短期目標が長期間変わらず設定させているものがある。	ケアプランにおいて、アセスメント等を行い、適正な目標をたてること。

	相談業務及びサービス担当者会議の開催場所が事業所または自宅と限定的になっている。	相談業務、サービス担当者会議等については、 <u>事業所及び利用者居宅等</u> とすること。
※1	運営基準第30条第16項 運営基準第13条第1項第14号（モニタリングの実施）	
※2	運営基準第30条第14項 運営基準第13条第7項	
※3	運営基準第30条第21項 運営基準第13条第20項	

・条文は上段が居宅介護支援、下段が介護予防支援とする。

看護小規模多機能型居宅介護

	実地指導時の状況	指導内容
※1	宿泊費、食費等について積算根拠がない。	料金について合理的な説明がつく金額を設定すること。
※1 厚生労働省告示第419号「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する方針」		

別紙一覧

■ 運営規程・重要事項説明書・契約書について

- ・契約書等において、事業者と事業所が混合して規定されており、矛盾が生じているので、速やかに見直すこと。
- ・サービス負担について、3割負担を含めた記載に改めること。

【例】

事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

- ・契約書等の契約期間が曖昧な標記となっているため、具体的に記入すること。

【例】

この契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

■ 運営規程について

- ・運営規程の改正附則については、改正のたびに附則として記入すること。

【例】 附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

■ 重要事項説明書について

- ・苦情相談窓口には保険者市町も追加すること

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 052-971-4165

豊明市 健康長寿課 0562-92-1261

日進市 介護福祉課 0561-73-1495

長久手市 長寿課 0561-56-0613

東郷町 高齢者支援課 0561-56-0735

みよし市 長寿介護課 0561-32-8009

■ 個人情報の同意について

- ・個人情報を第三者に提供する場合について、記載を改めること。

【例】

個人情報を第三者に提供する目的

- 1 介護サービス提供のため必要な場合
(ケアプランの作成、サービス提供担当者会議、医療機関等との連携)
- 2 介護保険事業遂行のため必要な場合
(審査支払期間への請求、明細書提出及び行政機関等からの照会の回答等)
- 3 生命、身体の保護のため必要な場合
(災害時における安否確認情報の行政への提供、損害賠償保険等にかかる保険会社等への連絡)
- 4 その他介護サービス事業所の運営上必要な場合
(介護ボランティア、学生実習の受け入れ等)

指定関係書類の文書削減について

社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門員会」中間とりまとめ（老発0306第8号）に基づき、介護分野の指定申請等における文書の申請書類、提出方法において、5市町においても、下記の通りとする。

1 押印及び原本証明の見直し

- (1) 法律に基づき、申請者が介護報酬等の支払いを受けることを認めるにあたり前提となる事項に関する申請について、押印を求める。具体的に、原則として以下の文書のみを対象とし、正本1部に限る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・指定（更新）申請書 ・誓約書（申請者が法に定める全ての欠格要件に該当しないことを誓約する文書） ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 |
|--|

※介護保険最新情報 vol.900～vol.902 より、現在押印廃止の手続きが進んでおり、適用年月日等については、今後各市町の対応を確認してください。

- (2) 付表や添付書類への押印は原則不要とする。
- (3) 添付書類（管理者や従業者の資格証等の写し）の原本証明は原則不要とする。
- (4) 押印した文書をPDF化し、電子メール等により送付することも可とする。

※(2)～(4)に関しては、令和3年3月1日より適用となります。

2 提出方法の見直し（令和3年3月1日より適用）

新規指定申請	<p>事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本とする。すでに複数事業所を運営している事業所に関しては、更なる対面を必須としない等、場合分けを行ったうえで対応する。</p> <p>その際、事前説明や面談を経ている場合の再度の持参や、誤記や添付漏れ等の提出後の補正による再提出の持参といった、複数回の持参は不要である。</p>
更新申請	原則、郵送・電子メール等による提出とする。ただし、指定有効期間中に事業所運営に問題があった等、例外的に対面での提出を求める場合がある。
変更届	原則、郵送・電子メール等による提出とする。

※ただし、いずれの場合も、持参を希望する事業者については、持参も可とする。

3 勤務表の様式（令和3年3月1日より適用）

介護保険最新情報 vol.876『『従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表』の参考様式の取扱いについて（その2）』より、参考様式が示された（別紙参考例：地域密着型通所介護）。

主な改善点としては、下記のとおりである。

- ・資格欄や職種ごとの勤務延時間数の追加など、指定にあたっての人員基準を満たすことを一覧で確認できるものとなる。
 - ・人員数の算出にあたり必要な数値（例：常勤職員の勤務すべき時間数、利用者数・入所者数等）が含まれた一覧となる。
 - ・これらの数値はサービス種別ごとに異なるため、サービス種別ごとの様式となる。
 - ・同一の様式を実地指導における勤務実績の確認等にも流用できるよう、勤務時間を記載する期間は、4週間ではなく1か月（暦月）となる。
 - ・人員数の確認に関する数値は可能な限り自動計算数式が挿入される。
 - ・記入内容の選択肢が限られる欄はプルダウンで選択できる形となる。
- ※また、必要項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等で代替することも可能とする。

4 人員配置に関する添付資料（令和3年3月1日より適用）

人員配置を確認するために添付の必要がある資料について、人員配置基準に該当する資格に関する資格証の写しの提出が必要である。なお、雇用契約書等その他の人員に関連する添付資料は不要とする。

5 指定申請時の写真の簡素化（令和3年3月1日より適用）

施設・設備・備品等の写真について、自治体が指定にあたって現地を訪問した場合は、不要である。自治体が現地を訪問できない場合のみ、提出を必要とする。

6 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の申請様式の簡素化

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和2年3月5日付老発0305第6号老健局長通知）のとおり、確実な処遇改善を担保しつつ、算定に係る文書負担の軽減を図るため、介護職員処遇改善計画書と介護職員等特定処遇改善計画書及び介護職員処遇改善実績報告書と介護職員等特定処遇改善実績報告書の様式が一本化された。すでに令和2年度分の届出より適用となっており、実績報告に関しても令和2年度分の報告から一本化された様式での提出となるため、ご注意いただきたい。

尾三地区介護保険指定・指導事務所における実地指導について

1 実地指導における確認項目等について

「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」（令和元年5月29日付け老指発 0529 第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）に基づき、尾三地区介護保険指定指導事務所における実地指導についても同様に標準化・効率化を図ることとする。

具体的には、原則、事前提出資料に記載された確認項目及び確認文書に基づき指導を行うこととする。（各サービス毎の確認項目については別添1のとおり）

ただし、実地指導を進める中で、不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、監査に切り替え、必要な文書を徴し確認するものとする。

2 実地指導の所要時間について

実地指導の所要時間については、原則半日（午前：9時30分～正午、午後：13時30分～16時）を予定している。

また、同一所在地に所在する事業所に対する実地指導については、事業所の意向を確認した上で、できるだけ同日に行うことで、効率化を図ることとする。

3 実地指導の頻度

実地指導の頻度については、介護サービス事業所の質の確保及び利用者保護を目的とし、原則3年に1回（指定有効期間内に2回）実施することとする。

4 運用の標準化

実地指導の実施に際しては、原則として1ヶ月前までに事業所へその旨通知するとともに、実地指導の当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。（指導当日の概ねの流れについては別添2のとおり）

5 実地指導における文書の効率的活用

実地指導において確認する文書は、原則として前年度から直近の実績に係る書類とする。また、事業所に事前に提出を求める資料の部数は1部とする。

6 その他

- ・ 効果的な取り組みを行っている事業所については、その取り組みについて管内の他の事業所へ紹介する場合等があるため、あらかじめご承知おきいただきたい。
- ・ 実地指導の際、事業所の対応者は必ずしも当該事業所管理者に限定ものではなく、実情に詳しい従業者や事業所を経営する法人の担当者等が同席することは差し支えない。

各種サービス毎の実地指導における確認項目

別添1

認知症対応型 共同生活介護	居宅介護支援	地域密着型 介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防支援
従業者の員数	従業者の員数	従業者の員数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	従業者の員数	従業者の員数	従業者の員数	従業者の員数	従業者の員数
第90条	第2条	第131条	第3条の4	第20条	第42条	第63条	第171条	第2条
・利用者に対し、職員数は適切であるか ・計画作成担当者は必要な研修を受けているか	・利用者に対し、職員数は適切であるか ・必要な資格は有しているか ・専門員証の有効期限は切れていないか	・入所者に対し、職員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門職は必要な資格を有しているか	・利用者に対し、職員数は適切であるか ・必要な資格は有しているか	・利用者に対し、職員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門職は必要な資格を有しているか	・利用者に対し、職員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門職は必要な資格を有しているか	・利用者に対し、職員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門職は必要な資格を有しているか	・利用者に対し、職員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門職は必要な資格を有しているか	・利用者に対し、職員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門員証の有効期限は切れていないか
	管理者 第3条		管理者 第3条の5	管理者 第21条	管理者 第43条			管理者 第3条
	・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か		・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か			・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か
設備 第93条		設備 第132条		設備及び備品等 第22条	設備及び備品等 第44条	設備及び備品等 第67条	設備及び備品等 第175条	
・目的に沿った使用になっているか【目視】		・目的に沿った使用になっているか【目視】		・目的に沿った使用となっているか【目視】	・目的に沿った使用となっているか【目視】	・目的に沿った使用となっているか【目視】	・目的に沿った使用となっているか【目視】	
内容及び手続の説明及び同意 第3条の7	内容及び手続の説明及び同意 第4条	内容及び手続の説明及び同意 第3条の7	内容及び手続の説明及び同意 第3条の7	内容及び手続の説明及び同意 第3条の7	内容及び手続の説明及び同意 第3条の7	内容及び手続の説明及び同意 第3条の7	内容及び手続の説明及び同意 第3条の7	内容及び手続の説明及び同意 第4条
・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・利用者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか
受給資格等の確認 第3条の10	受給資格等の確認 第7条	受給資格等の確認 第3条の10	受給資格等の確認 第3条の10	受給資格等の確認 第3条の10	受給資格等の確認 第3条の10	受給資格等の確認 第3条の10	受給資格等の確認 第3条の10	受給資格等の確認 第7条
・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか

認知症対応型 共同生活介護	居宅介護支援	地域密着型 介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防支援
入退居 第94条 ・入居申込者が認知症であることを確認しているか ・利用者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか		入退所 第134条 ・サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させているか ・入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか ・入所者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種（生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等）で定期的に協議・検討しているか	心身の状況等の把握 第3条の12 ・サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか	心身の状況等の把握 第23条 ・サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか	心身の状況等の把握 第23条 ・サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか	心身の状況等の把握 第68条 ・サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか	心身の状況等の把握 第68条 ・サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか	
			居宅介護支援事業者等との連携 第3条の13 ・サービス担当者会議を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか	居宅介護支援事業者等との連携 第3条の13 ・サービス担当者会議を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか	居宅介護支援事業者等との連携 第3条の13 ・サービス担当者会議を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか			
			居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 第3条の15 ・居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 第3条の15 ・居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 第3条の15 ・居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか			

認知症対応型 共同生活介護	居宅介護支援	地域密着型 介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防支援
サービス提供の記録 第95条 ・認知症対応型共同生活介護計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等を記録しているか		サービス提供の記録 第135条 ・施設サービス計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や入所者の心身の状況等を記録しているか	サービス提供の記録 第3条の18 ・訪問看護計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等を記録しているか	サービス提供の記録 第3条の18 ・地域密着型通所介護計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等を記録しているか ・送迎が適切に行われているか	サービス提供の記録 第3条の18 ・認知症対応型通所介護計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等を記録しているか ・送迎が適切に行われているか	サービス提供の記録 第3条の18 ・小規模多機能型居宅介護計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等を記録しているか ・送迎が適切に行われているか	サービス提供の記録 第3条の18 ・看護小規模多機能型居宅介護計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等を記録しているか ・送迎が適切に行われているか	
利用料等の受領 第96条 ・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記載は適切か		利用料等の受領 第136条 ・入所者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記載は適切か	利用料等の受領 第3条の19 ・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記載は適切か	利用料等の受領 第24条 ・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記載は適切か	利用料等の受領 第24条 ・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記載は適切か	利用料等の受領 第71条 ・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記載は適切か	利用料等の受領 第71条 ・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記載は適切か	
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 第97条 ・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか ・身体拘束等の適正化を図っているか（身体拘束を行わない体制づくりを進める策を講じているか）	指定居宅介護支援の具体的取扱方針 第13条 ・利用者の希望やアセスメントに基づき、介護保険サービス以外のサービス、支援を含めた総合的な居宅サービス計画を立てているか ・集合住宅等において、利用者の意思に反し、同一敷地内の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けていないか	指定介護福祉施設サービスの取扱方針 第137条 ・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていないか ・身体拘束等の適正化を図っているか（身体拘束を行わない体制づくりを進める策を講じているか）				指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 第73条 ・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか ・身体拘束等の適正化を図っているか（身体拘束を行わない体制づくりを進める策を講じているか）	指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 第177条 ・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか ・身体拘束等の適正化を図っているか（身体拘束を行わない体制づくりを進める策を講じているか）	指定介護予防支援の具体的取扱方針 第30条 ・利用者の希望やアセスメントに基づき、介護保険サービス以外のサービス、支援を含めた総合的な介護予防サービス計画を立てているか ・集合住宅等において、利用者の意思に反し、同一敷地内の指定居宅サービス事業者のみを介護予防サービス計画に位置付けていないか

認知症対応型 共同生活介護	居宅介護支援	地域密着型 介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防支援
<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず身体拘束をしている場合、家族等に確認しているか ・自らの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有し、担当者からの専門的な見地からの意見を求めているか ・定期的にモニタリングを行っているか ・利用者及び担当者への説明・同意・交付をおこなっているか ・担当者から個別サービス計画の提供を受けているか（整合性の確認） 	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず身体拘束をしている場合、家族等に確認をしているか 				<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず身体拘束をしている場合、家族等に確認しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず身体拘束をしている場合、家族等に確認しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有し、担当者からの専門的な見地からの意見を求めているか ・定期的にモニタリングを行っているか ・利用者及び担当者への説明・同意・交付をおこなっているか ・担当者から個別サービス計画の提供を受けているか（整合性の確認）
認知症対応型共同生活介護計画の作成 第98条		地域密着型施設サービス計画の作成 第138条	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成 第3条の24	地域密着型通所介護計画の作成 第27条	認知症対応型通所介護計画の作成 第52条	小規模多機能型居宅介護計画の作成 第77条	看護小規模多機能型居宅介護計画の作成及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成 第179条	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況、希望等を踏まえて認知症対応型共同生活介護計画が立てられているか ・アセスメントを適切に行っているか 		<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の心身の状況、希望等を踏まえて地域密着型施設サービス計画が立てられているか ・アセスメントを適切に行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画に基づいて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が立てられているか ・看護職員によるアセスメントを適切に行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画に基づいて地域密着型通所介護計画が立てられているか。 ・利用者の心身の状況、希望および環境を踏まえて通所介護計画が立てられているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画に基づいて認知症対応型通所介護計画が立てられているか。 ・利用者の心身の状況、希望および環境を踏まえて認知症対応型通所介護計画が立てられているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況、希望等を踏まえて小規模多機能型居宅介護計画が立てられているか ・アセスメントを適切に行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況、希望等を踏まえて看護小規模多機能型居宅介護計画が立てられているか ・アセスメントを適切に行っているか 	

認知症対応型 共同生活介護	居宅介護支援	地域密着型 介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防支援
<p>・サービス担当者会議等により専門的意見を聴取しているか</p> <p>・認知症対応型共同生活介護計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか</p> <p>・認知症対応型共同生活介護計画に基づいたケアの提供をしているか</p> <p>・目標の達成状況は記録されているか</p> <p>・達成状況に基づき、新たな認知症対応型共同生活介護計画が立てられているか</p> <p>・定期的にモニタリングを行っているか</p>		<p>・サービス担当者会議等により専門的意見を聴取しているか</p> <p>・地域密着型施設サービス計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか</p> <p>・地域密着型施設サービス計画に基づいたケアの提供をしているか</p> <p>・目標の達成状況は記録されているか</p> <p>・達成状況に基づき、新たな地域密着型施設サービス計画が立てられているか</p> <p>・定期的にモニタリングを行っているか</p>	<p>・主治の医師の指示及び利用者の心身の状況、希望および環境を踏まえて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が立てられているか</p> <p>・サービスの具体的な内容、時間、日程等が明らかになっているか</p> <p>・サービスの具体的な内容、時間、日程等が明らかになっているか</p> <p>・利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか</p> <p>・目標の達成状況は記録されているか</p> <p>・達成状況に基づき、新たな地域密着型通所介護計画が立てられているか</p> <p>・達成状況に基づき、新たな定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が立てられているか</p> <p>・訪問看護報告書は作成されているか</p>	<p>・サービスの具体的な内容、時間、日程等が明らかになっているか</p> <p>・利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか</p> <p>・目標の達成状況は記録されているか</p> <p>・達成状況に基づき、新たな地域密着型通所介護計画が立てられているか</p>	<p>・サービスの具体的な内容、時間、日程等が明らかになっているか</p> <p>・利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか</p> <p>・目標の達成状況は記録されているか</p> <p>・達成状況に基づき、新たな認知症対応型通所介護計画が立てられているか</p>	<p>・サービス担当者会議等により専門的意見を聴取しているか</p> <p>・小規模多機能型居宅介護計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか</p> <p>・小規模多機能型居宅介護計画に基づいたケアの提供をしているか</p> <p>・目標の達成状況は記録されているか</p> <p>・達成状況に基づき、新たな小規模多機能型居宅介護計画が立てられているか</p> <p>・定期的にモニタリングを行っているか</p>	<p>・サービス担当者会議等により専門的意見を聴取しているか</p> <p>・看護小規模多機能型居宅介護計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか</p> <p>・看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいたケアの提供をしているか</p> <p>・目標の達成状況は記録されているか</p> <p>・達成状況に基づき、新たな看護小規模多機能型居宅介護計画が立てられているか</p> <p>・定期的にモニタリングを行っているか</p> <p>・看護師等は看護小規模多機能型居宅介護報告書を適切に作成しているか。</p> <p>・看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書定期的に主治医に提出しているか。</p>	

認知症対応型 共同生活介護	居宅介護支援	地域密着型 介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防支援
介護等 第99条 ・原則として、利用者が介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めているか。		介護 第139条 ・入浴回数は適切か、褥瘡予防体制は整備されているか				介護等 第78条 ・原則として、利用者が介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めているか。	介護等 第78条 ・原則として、利用者が介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めているか。	
		入所者の入院期間中の取扱い 第145条 ・概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときに適切な便宜を供与しているか						
緊急時等の対応 第80条 ・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに協力医療機関に連絡しているか		緊急時等の対応 第145条の2 ・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに配置医師と連携をとっているか	緊急時等の対応 第3条の27 ・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡しているか	緊急時等の対応 第12条 ・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡しているか	緊急時等の対応 第12条 ・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡しているか	緊急時等の対応 第80条 ・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに協力医療機関に連絡しているか	緊急時等の対応 第180条 ・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに協力医療機関に連絡しているか	
		管理者による管理 第146条 ・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か						

認知症対応型 共同生活介護	居宅介護支援	地域密着型 介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防支援
運営規程 (第102条)	運営規程 (第18条)	運営規程 第148条	運営規程 第3条の29	運営規程 第29条	運営規程 第54条	運営規程 第81条	運営規程 第81条	運営規程 第17条
<ul style="list-style-type: none"> ・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務内容 3.利用定員 4.指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.入居に当たった留意事項 6.非常災害対策 7.その他施設の運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.その他運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営における以下の重要事項について定めているか 1.施設の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.入所定員 4.入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料、その他の費用の額 5.施設の利用に当たった留意事項 6.緊急時等における対応方法 7.非常災害対策 8.その他施設の運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.緊急時等における対応方法 7.合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 8.その他運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定認知症対応型通所介護の利用定員 5.指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 6.通常の事業の実施地域 7.サービス利用に当たった留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10.その他運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 5.指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 6.通常の事業の実施地域 7.サービス利用に当たった留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10.その他運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 5.指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 6.通常の事業の実施地域 7.サービス利用に当たった留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10.その他運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.職員の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.その他運営に関する重要事項 	
勤務体制の確保等 (第103条)	勤務体制の確保 (第19条)	勤務体制の確保等 第149条	勤務体制の確保等 第3条の30	勤務体制の確保等 第30条	勤務体制の確保等 第30条	勤務体制の確保等 第30条	勤務体制の確保等 第30条	勤務体制の確保 第18条
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供は事業所の従業員によって行われているか ・委託は調理業務や洗濯等、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務であるか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供は事業所の従業員によって行われているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供は施設の従業員によって行われているか ・入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供は事業所の従業員によって行われているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供は事業所の従業員によって行われているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか ・勤務表の記載内容は適切か 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供は事業所の従業員によって行われているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか ・勤務表の記載内容は適切か 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供は事業所の従業員によって行われているか ・委託は調理業務や洗濯等、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務であるか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供は事業所の従業員によって行われているか ・委託は調理業務や洗濯等、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務であるか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供は事業所の従業員によって行われているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか

認知症対応型 共同生活介護	居宅介護支援	地域密着型 介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防支援
定員の遵守 第104条 ・入居定員を上回っていないか		定員の遵守 第150条 ・入所定員を上回っていないか		定員の遵守 第31条 ・利用定員を上回っていないか	定員の遵守 第31条 ・利用定員を上回っていないか	定員の遵守 第82条 ・利用定員を上回っていないか	定員の遵守 第82条 ・利用定員を上回っていないか	
非常災害対策 第82条の2 ・非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・消火・避難訓練を実施しているか ・運営推進会議を活用し、地域住民との密接な連携体制の確保に努めているか		非常災害対策 第32条 ・非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・消火・避難訓練を実施しているか		非常災害対策 第32条 ・非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・消火・避難訓練を実施しているか	非常災害対策 第32条 ・非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・消火・避難訓練を実施しているか	非常災害対策 第82条の2 ・非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・消火・避難訓練を実施しているか ・運営推進会議を活用し、地域住民との密接な連携体制の確保に努めているか	非常災害対策 第82条の2 ・非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・消火・避難訓練を実施しているか ・運営推進会議を活用し、地域住民との密接な連携体制の確保に努めているか	
衛生管理等 第33条 ・必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか		衛生管理等 第151条 ・必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか				衛生管理等 第33条 ・必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか	衛生管理等 第33条 ・必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか	

認知症対応型 共同生活介護	居宅介護支援	地域密着型 介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防支援
<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか ・空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか 		<ul style="list-style-type: none"> ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3か月に1回開催しているか ・従業者の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか 				<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか ・空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか ・空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか 	
秘密保持等 第3条の33	秘密保持等 第23条	秘密保持等 第153条	秘密保持等 第3条の33	秘密保持等 第3条の33	秘密保持等 第3条の33	秘密保持等 第3条の33	秘密保持等 第3条の33	秘密保持等 第22条
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、利用者及び家族から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、利用者及び家族から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、入所者及び家族から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が入所者の秘密を保持することを誓約しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、利用者及び家族から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、利用者及び家族から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、利用者及び家族から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、利用者及び家族から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、利用者及び家族から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、利用者及び家族から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか
広告 第3条の34	広告 第24条	広告 第3条の34	広告 第3条の34	広告 第3条の34	広告 第3条の34	広告 第3条の34	広告 第3条の34	広告 第23条
<ul style="list-style-type: none"> ・広告は虚偽又は誇大となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は虚偽又は誇大となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は虚偽又は誇大となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は虚偽又は誇大となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は虚偽又は誇大となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は虚偽又は誇大となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は虚偽又は誇大となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は虚偽又は誇大となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は虚偽又は誇大となっていないか
苦情処理 (第3条の36)	苦情処理 (第26条)	苦情処理 第3条の36	苦情処理 第3条の36	苦情処理 第3条の36	苦情処理 第3条の36	苦情処理 第3条の36	苦情処理 第3条の36	苦情処理 第25条
<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか

認知症対応型 共同生活介護	居宅介護支援	地域密着型 介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防支援
地域との連携等 第34条 ・運営推進会議を定期的に開催しているか ・運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか ・運営推進会議で上がった要望や助言が記録されているか ・運営推進会議の会議録が公表されているか		地域との連携等 第34条 ・運営推進会議を定期的に開催しているか ・運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか ・運営推進会議で上がった要望や助言が記録されているか ・運営推進会議の会議録が公表されているか	地域との連携等 第3条の37 ・介護・医療連携推進会議を定期的に開催しているか ・介護・医療連携推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか ・介護・医療連携推進会議で上がった要望や助言が記録されているか ・介護・医療連携推進会議の会議録が公表されているか	地域との連携等 第34条 ・運営推進会議を定期的に開催しているか ・運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか ・運営推進会議で上がった要望や助言が記録されているか ・運営推進会議の会議録が公表されているか	地域との連携等 第34条 ・運営推進会議を定期的に開催しているか ・運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか ・運営推進会議で上がった要望や助言が記録されているか ・運営推進会議の会議録が公表されているか	地域との連携等 第34条 ・運営推進会議を定期的に開催しているか ・運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか ・運営推進会議で上がった要望や助言が記録されているか ・運営推進会議の会議録が公表されているか	地域との連携等 第34条 ・運営推進会議を定期的に開催しているか ・運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか ・運営推進会議で上がった要望や助言が記録されているか ・運営推進会議の会議録が公表されているか	
事故発生時の対応 (第3条の38) ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、介護支援専門員等に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか	事故発生時の対応 (第27条) ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか	事故発生時の対応 第155条 ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族等に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか ・事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか	事故発生時の対応 第3条の38 ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、介護支援専門員に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか	事故発生時の対応 第35条 ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、介護支援専門員に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか	事故発生時の対応 第35条 ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、介護支援専門員に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか	事故発生時の対応 第3条の38 ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、介護支援専門員に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか	事故発生時の対応 第3条の38 ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、介護支援専門員に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか	事故発生時の対応 第26条 ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか

指導当日の概ねの流れ

実地指導の当日の概ねの流れは以下の通りとなります。なお、ここに記載された内容と当日の実地指導の進行が異なる場合があります。

時間	指導の流れ	
0分	挨拶	
5分	人員・加算について <ul style="list-style-type: none"> ・従業員数の配置状況の確認 ・従業員の勤務実績の確認 ・従業員の資格要件の確認 ・管理者の雇用形態の確認 ・管理者の勤務実績の確認 ・事業所が算定している加算に関する確認 <ul style="list-style-type: none"> ・減算に関する確認 …等	運営について <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に関する確認 ・重要事項説明書に関する確認 ・契約書に関する確認 ・秘密保持等に関する確認 ・職員の研修に関する確認 ・苦情処理に関する確認 ・事故発生時の対応に関する確認 ・緊急時等の対応に関する確認 ・非常災害対策に関する確認 ・サービス担当者会議の記録に関する確認 ・サービス提供の記録に関する確認 …等
110分	各種サービス計画に関する確認	
140分	指導担当職員による指導内容のまとめ（別室で待機をお願い致します。）	
150分	講評	

（備考）

当日の指導状況によって、事前に準備していただいた書類以外を確認する場合があります。

指導当日の改善指示事項は尾三地区介護保険指定・指導事務所において復命を行うてからの通知となります。

提出方法等については、各事業所保険者にご確認ください。

介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱いについて

介護サービス事業者等はサービスの提供によって事故が発生した場合は市町村等へ報告しなければならない。

参考

- ・「事業の人員、設備及び運営に関する基準」
(平成11年3月31日付け厚生省令第37号から第41号)
- ・「介護保険サービス事業者における事故報告等発生時の報告の取扱いについて」
(平成14年3月18日付け愛知県健康福祉部長通知)

1 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下、「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告を要する事故等

各事業者は、次の①～④の場合、市町村に報告を行うこととする。

報告事項区分	報告内容説明
① サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ケガの程度は外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む。）を受けた場合とする。 事業者側の過失の有無を問わない。 ※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。 ・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。 ・「サービスの提供による」とは、送迎・通院中も含むものとする。 ・利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。
② 食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合とする。 ・関連する法に定める届け出義務がある場合はこれに従うものとする。
③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇に影響があるものとする。 (例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失等)
④ その他、報告が必要と認められる事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・例、利用者等の保有する財産を滅失させた。等

3 報告の方法

(1) 事業者は、事故等が発生した場合、速やかに市町村へ電話又はFAXで報告（第一

報)をする。

(2) 事業者は、その後の経過について、順次市町村へ報告をする。

(3) 報告の様式は、別添「介護保険事業者事故等報告書」を標準とする。

(注1) 第一報やその後の経過の報告様式は適宜作成してもよいが、事故処理の区切りが
ついたところで、別紙様式「介護保険事業者事故等報告書」に整理をし、報告をす
る。

(注2) 市町村で既に定められた様式がある場合は、それを用いても差し支えない。

4 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次の双方へ報告をする。

- ① 被保険者の属する保険者（市町村）
- ② 事業所が所在する保険者（市町村）

5 参考

厚生労働省が Web ページ上にて感染症対策に関するマニュアルを掲載している。

- ・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」
- ・「高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について（介護保険最新情報
Vol. 889）」

介護保険事業者事故等報告書

事業所番号	2 3	サービスの種類	
法人名		事業所名	
事業所在地			
担当者名		電話番号	
事故等対象者	氏名	生年月日	年 月 日
		被保険者番号	
		要介護度	
住所			
事故の概要	日時	平成 年 月 日 曜日 時 分頃	
	場所		
	種別	ケガ ・ 死亡 ・ 感染症 ・ 法令違反 ・ その他 ()	
	内容	(事故の原因、事故発生時の状況、事故の程度を簡潔に記載する。)	
事故時の対応	対処方法	(事業所での処置、病院等への搬送、家族への連絡等を記載する。)	
	治療機関	医療機関名	電話番号
		所在地	
	治療概要		
事故後の対応	利用者の状況		
	家族への報告・説明		
	損害賠償等の状況		
再発防止対策			

※記載できない場合は、任意に別紙に記載し、添付すること。

尾三連携市町における事故報告について

1 総数

- ・ 令和2年度（令和2年4月～令和2年12月）の事故報告の総数は195件である。

2 サービスの種類（図1）

- ・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設からの報告が多く、通所介護での報告も一定程度ある。

事故報告の取扱いの性質から施設系サービスの報告数が特に多い。ケガの程度は外部の医療機関で治療を受けた場合となっており、事業者側の過失の有無を問わない。また、後日トラブルが生じる可能性がある場合は比較的軽傷であっても事故報告を願いたい。

3 事故等の種類（図2）

- ・ 事故等の種類としては、ケガ（骨折、打撲、切傷）が多く、骨折106件、打撲24件、切傷20件であり、転倒を主な原因とする報告が多い。他に生命に関わる意識喪失や死亡事案、感染症である疥癬等の報告もある。

高齢でのケガは利用者の身体に負担となり、行動力の制限にも繋がる。ADLの低下等を引き起こし、後の生命にも関わってくることから、抑止に努めていただきたい。

4 ケガの判明経緯（図3）

- ・ 骨折、打撲、切傷（計150件）のケガの判明経緯として、最も多いのは、音を聞きつけ、利用者が転倒している状況を確認することである。（29件）

音は転倒発生直後であることから、直後のケアが必要となる。適切な処置をしなければ後遺症等にもつながることから、速やかな処置に努めていただきたい。

- ・ 介助時に判明し、原因不明である事例も多い。（28件）

介助時にケガをした可能性も排除できないものもあることから、従事者への研修等を充実させていただきたい。

- ・ おむつ交換や巡回時に利用者が転倒している状態を発見する事例が多い。

自室の床に倒れている事案もみられ、出血等の早急な対応を求められる場合がある。

- ・ ケガをした者による声を聞いて（13件）やナースコールで呼ばれた（7件）事例も多い。

利用者本人の訴えによる事例も多いため、転倒等でケガをしている可能性も考慮し、訪室を願いたい。

- ・ 従事者の目の前で自転し、ケガをする事例がある。

寝たきり度が低い方や自立の方については、自らで転倒する可能性もある。

5 まとめ

施設系サービスの事故報告が多いのはもちろん、居住系サービス、在宅サービスにおい

ても事故等の発生が見受けられる。外傷を伴うものが事故報告の全件数のおよそ4分の3を占める。外傷を負った場合、手術や保存療法が行われるが、高齢者にとっては活動の制限につながり、ケガ前の体の状態に戻すことは難しい。今後の対策として、見守り強化や人によってはセンサーマットを活用する等されているが、利用者一人ひとりの体の特性と生活環境を見直し、事故の未然防止に努めていただきたい。

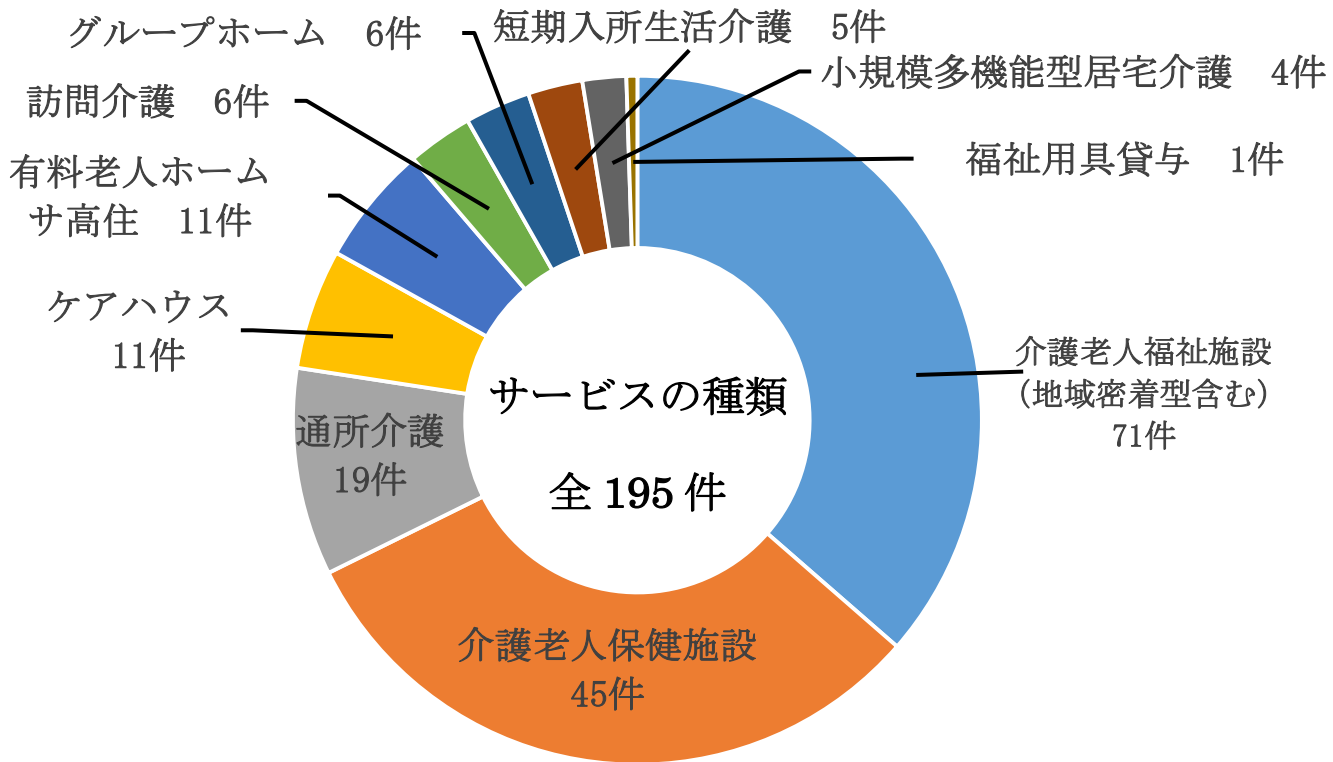


図 1 令和 2 年度事故報告の内訳
(サービスの種類)

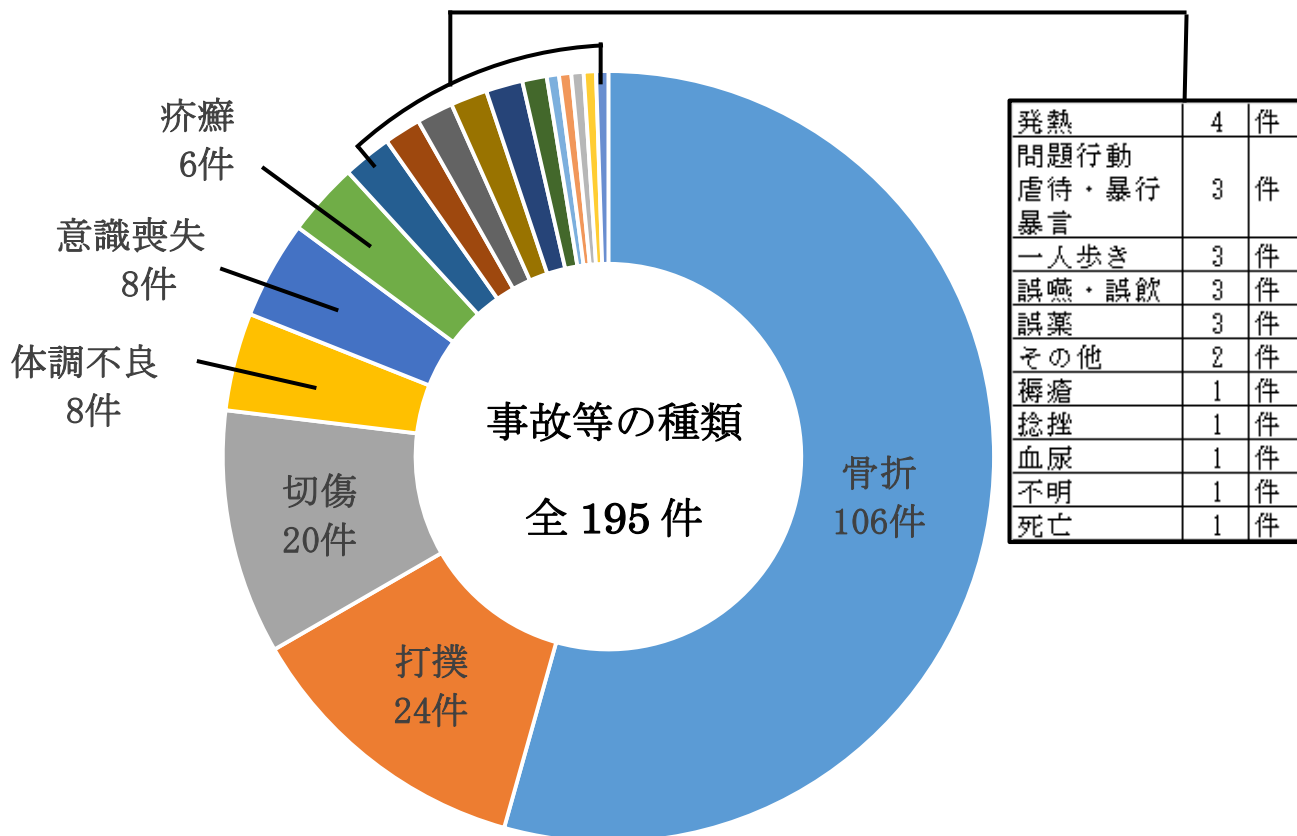


図 2 令和 2 年度事故報告の内訳
(事故等の種類)

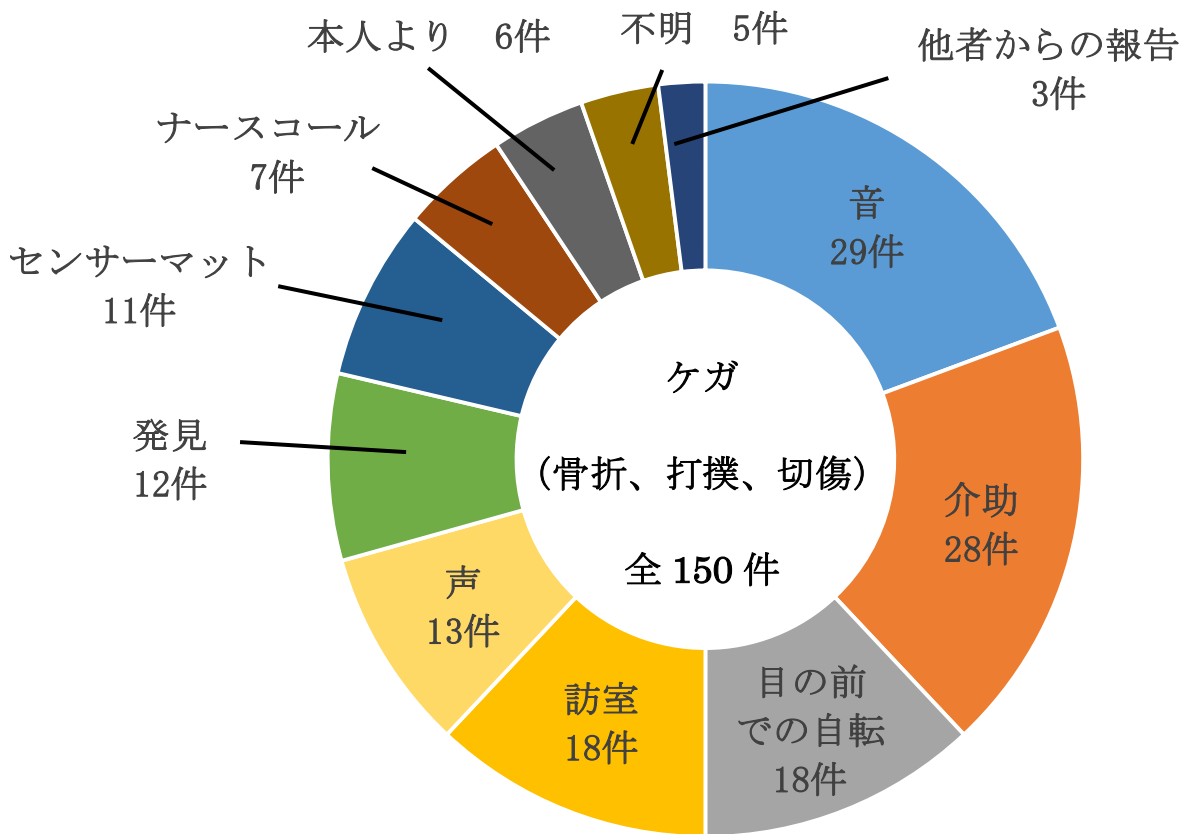


図 3 ケガの判明経緯